

人件費削減提案

府民犠牲の突破口
給与・退職金カット許すな！

五月二日、府当局は府労組連に対し、総額三五二億円（通年ベース四八七億円）にもなる人件費削減を提案しました。赤字の原因を職員に押し付け、それをテコにいつそうの府民犠牲を強いる二重、三重の許しがたい橋下「行革」を許さないため、府労組連は全力をあげてたたかいます。すべての職場からの決起を呼びかけます。

提案内容は、給料月額（手当に反映させず、本俸または現給保障）を、十％を減額。〇八年八月から一〇年三月まで、退職手当の支給額を五％削減と五〇歳から五四歳までの早期退職制度の廃止。住居・通勤手当の減額、旅費の見直し、非常勤職員の報酬六％／四％削減です。また、舞洲職員運動場や、体育館も全廃するというものです。

生活をこわす、これ以上の賃金引下げは許せない！

一部マスコミで、手当を含めれば大阪府の賃金は低くないと報道されていますが、実態を正確に反映したものではありません。

この一〇年間、府当局は人事委員会のプラス勧告を未実施あるいはマイナス実施を行い、一時金についても三割が削減されました。その結果、ラスパイレス指数では全国四二位に落ち込んでいます。昨年の府人事委員会勧告は、調査対象を改悪された中でも〇・九七％引上げと勧告されたことから私たちの賃金要求の正当性を裏付けるものです。また、大阪府の人件費の削減は市町村職員、私立の

教員の賃金に影響し、マイナスの波及効果は大阪経済悪化の大きな原因となります。さらに、今年度からの退職手当五％削減は、一定期間に退職する職員に犠牲を強いるという問題とともに、退職後の人生設計を大幅に狂わせるものです。国や他県など全国的にみても退職金の改悪は行われておらず、今回の提案はきわめて不当であるといわざるを得ません。

一一〇億円に固執する必要はない

橋下知事は「大阪府は倒産状態」「一円足りとも借金をしない」と府民と職員に大変な犠牲を強いる一一〇億円削減に固執しています。大阪府の借金は五兆円ですが、一般予算会計規模で見ても二倍に満たないもので、税収に対する公債費比率も北海道・鳥取の一〇〇％を超えるところを別としても、埼玉三十四・一％、京都二五・七％、兵庫三二・七％で大阪は二一・八％で突出しているわけではありません。

橋下知事は、借換債など借金が悪いように宣伝していますが、これは地方自治体が公債を発行するとき当然に行う手法です。国の建設国債などは六〇年償還ですが自治体の公債は一〇年が一般的で公共事業の減価償却を考えたとき、当然借換債で対応するものであり、それが、負担の公平性を担保することとなります。

五月一日に自治体問題研究所が「財政再建プログラム試案」に対する中間提言を発表しました。年間三〇〇億円の削減で財政健全化団体に陥らない持続可能な提言です。

「地方構造改革」の大阪版をすすめる橋下府政

地方自治体の役割は府民のくらしやいのちを第一に考えることです。無駄な大開発と同事業の見直し、そして、大企業に応分の負担を要求することが必要です。

橋下知事が「収入の範囲内」に、こつまでこだわるのは、国が負担すべき財源を減らし、地方には「財政が厳しければ府民サービスや人件費を削れ」と求める福田内閣の「地方構造改革」を全国に先駆け忠実に実行することにはかなりません。

無駄事業の見直しとすべての職員と府民の力で橋下「行革案」を撤回に追い込もう

橋下知事は、「府民以上の痛みを職員がこうむってこそ、府民に無理をお願いできる」と強弁し、人件費削減を府民サービス切りすての切り札として使おうとしています。

貧困と格差から府民生活を守りながら、明日の大阪ビジョンを打ち出し、財政のたてなおしをはかるのが知事の責任です。府労組連は、不当な人件費削減に反対し、府民に役立つ行政サービス、教育に必要な人員や賃金を断固として要求します。また、府民を苦しめ、文化やスポーツの荒廃をまねく「大阪壊し計画」「財政再建プログラム試案」の撤回を求める運動を広範な府民とともにすすめるため、府労組連は全力をあげるものです。

【当局提案】		平成20年5月22日	通勤手当の見直し 交通用具使用に係る「通勤不便者」及び「身体障がい者」の区分を廃止するとともに、使用距離45km以上の支給額を国に準じ改める。 (詳細は別紙3)
新たな人件費削減の取組みについて提案			また、交通用具に係る通勤手当の支給要件を交通用具の使用距離1km以上から国に準じ2km以上に改める。
1 提案理由			【実施時期】 については平成20年8月1日、 については平成20年10月1日
本府においては、職員給与の削減を含め、これまで様々な財政再建に係る取組みを実施してきたが、本府財政は依然として危機的な状況にある。このような状況のもと、財政非常事態宣言を行い、減債基金からの借入れや借換債の増発といった従来の手法によることなく、「収入の範囲内で予算を組む」原則を徹底するため財政再建プログラム案を策定することとしたところである。人件費についても、これまでの抑制措置に加え、新たに下記項目を実施して削減に向けて取組むものである。		(4) 旅費制度の見直し（詳細は別紙4）	【実施内容】 国内旅行に係る見直し 日当、食卓料及び旅行雑費を廃止する。なお、日当の廃止に伴い、地域内巡回交通費については実費を支給する。 旅行中宿泊料の額を夕・朝食相当額（2,200円）を減じた額とする。 外国旅行に係る見直し 死亡手当の支給額について、職務の級による区分を廃止し、1区分（49万円）に統合する。
2 提案項目			【実施時期】 平成20年8月1日
(1) 給料の月額の減額（詳細は別紙1）			(5) 非常勤職員の雇用単価の見直し
【実施内容】 給料の月額を次の区分に従い減額する。 管理職（部長級以外。再任用職員、第一号任期付研究員及び特定任期付職員を含む。） 管理職以外の職員		12％減額 10％減額	【実施内容】 非常勤職員の雇用単価については、常勤職員の給料の月額の減額率に準じて改定することとし、このうち、非常勤特別嘱託員、非常勤若年特別嘱託員、非常勤再任用継続嘱託員、教育専門員については、次のとおりとする。 なお、従来、雇用単価は千円単位としていたが、今回は、改定率の誤差を抑制するため、十円単位とする。
ただし、		ア 再任用職員以外の職員にあっては、若年層をはじめ、級号給により4～8％の減額率を設定する。 イ 再任用職員にあっては、6％の減額率とする。 ウ 第二号任期付研究員にあっては、号給により6～8％の減額率とする。	(単位：円)
【実施期間】 平成20年8月支給分～平成23年3月支給分まで			
(2) 退職手当の減額及び特別退職加算等の一部廃止			
【実施内容】 退職手当の支給額を5％減額する。 特別退職措置について、対象職員を現行の50歳以上から55歳以上（定年年齢が65歳の職員は現行の55歳以上から60歳以上）に改める。 (詳細は別紙2)			
【実施時期】 平成20年8月1日以降に退職した者に係る退職手当から適用する。 なお、 については、当分の間の措置とする。			
(3) その他の諸手当の見直し			
【実施内容】 持ち家に係る住居手当の見直し 現行月額4,600円（期限なし）を国に準じ月額2,500円（新築又は購入後5年間限り）に改める。 また、単身赴任手当受給者の持ち家に係る住居手当を廃止する。			
			【実施時期】 平成20年8月1日
			(6) 職員運動広場及び職員健康増進施設の廃止（詳細は別紙5）
			【実施内容】 職員運動広場（多目的グラウンド、テニスコート）及び職員健康増進施設（体育室、武道室）を廃止する。
			【実施時期】 平成20年8月1日

	H20.8.1～	(参考) ～H20.7.31	改定率
非常勤特別嘱託員	141,940	151,000	6％減額
非常勤若年特別嘱託員	202,100	215,000	
非常勤再任用継続嘱託員	113,740	121,000	
教育専門員	94,940	101,000	

提案細部事項

【行政職給料表】

級 号 給	減額率
1級 9 1号給以下 2級 3 3号給以下 3級 1 1号給以下	4%
1級 9 2号給以上 2級 3 4号給以上 3級 1 2号給以上 3級 7 4号給以下 4級 3 7号給以下 5級 2 3号給以下 6級 9号給以下	6%
3級 7 5号給以上 4級 3 8号給以上 5級 2 4号給以上 5級 6 9号給以下 6級 1 0号給以上 6級 3 6号給以下 5級 7 0号給以上 6級 3 7号給以上	8%
3級 7 5号給以上 4級 3 8号給以上 5級 2 4号給以上 6級 1 0号給以上 5級 7 0号給以上 6級 3 7号給以上	10%

【研究職給料表】

級 号 給	減額率
1級 8 1号給以下 2級 3 5号給以下	4%
1級 8 2号給以上 2級 3 6号給以上 3級 4 1号給以下 4級 1 5号給以下	6%
3級 4 2号給以上 4級 1 6号給以上 4級 4 6号給以下 4級 4 7号給以上	8%
4級 4 7号給以上	10%

【再任用職員】

区 分	減額率
全ての再任用職員	6%

【第二号任期付研究員】

号 給	減額率
1号給	6%
2号給、3号給	8%

【医療職給料表（一）】

級 号 給	減額率
1級 2 7号給以下 2級 3号給以下	4%
1級 2 8号給以上 2級 4号給以上 2級 4 9号給以下	6%
2級 5 0号給以上 2級 8 9号給以下	8%
2級 9 0号給以上	10%

【医療職給料表（二）】

級 号 給	減額率
1級 全号給 2級 4 2号給以下 3級 1 9号給以下 4級 2号給以下	4%
2級 4 3号給以上 3級 2 0号給以上 4級 3号給以上 4級 7 7号給以下 5級 3 3号給以下	6%
4級 7 8号給以上 5級 3 4号給以上 5級 7 3号給以下 5級 7 4号給以上	8%
5級 7 4号給以上	10%

【医療職給料表（三）】

級 号 給	減額率
1級 7 0号給以下 2級 4 9号給以下 3級 1 9号給以下 4級 2号給以下	4%
1級 7 1号給以上 2級 5 0号給以上 2級 1 5 1号給以下 3級 2 0号給以上 3級 8 2号給以下 4級 3号給以上 4級 6 0号給以下 5級 3 3号給以下	6%
2級 1 5 2号給以上 3級 8 3号給以上 4級 6 1号給以上 5級 3 4号給以上 5級 7 3号給以下 5級 7 4号給以上	8%
5級 7 4号給以上	10%

【当局説明資料 - 別紙 1 - 2】

減額率については、下の職員の区分に応じて定める級号給を基に下表を適用する。

（ 下表は左に掲載）

（ 1 ）平成19年1月1日に在職する職員

平成19年12月31日現在における級号給を基準とし、同日後の各年の昇給日にそれぞれ 4 号給（標準の号給）昇給したと仮定した場合に得られる級号給を基に、下表を適用

（ 2 ）平成19年1月2日から平成19年12月31日までの間に採用された職員

平成20年8月1日から同年12月31日までの間については、実際に受けることとなる級号給を基に下表を適用

その後については、 の級号給を基準とし、各年の昇給日にそれぞれ 4 号給昇給したと仮定した場合に得られる級号給を基に、下表を適用

（ 3 ）平成20年1月 1 日以後に採用された職員

採用の日から、最初の昇給日から 1 年を経過する日までの間については、実際に受ける級号給を基に下表を適用

その後については、採用の日後最初の昇給日において受けることとなる級号給を基準とし、同日後の各年の昇給日にそれぞれ 4 号給昇給したと仮定した場合に得られる級号給を基に、下表を適用

（ 4 ）第二号任期付研究員

実際に受ける号給

■減額される「給料の月額」とは、本給及び調整額であり、当局は諸手当の算定基礎には反映させないと説明。地域手当や期末手当などの算定は減額前の額を基礎として計算するとしている。（例：本給30万円 6 %カットの場合、給料は28万2千円、地域手当3万円）

■級号給によりカット率を設定しているが、当局は査定昇給により標準を超える昇給者が高いカットを受ける逆転現象を防止するためとして、平成19年12月31日現在における級号給を基準として3年間のカット率を年度ごとに確定させる手法をとっている。したがって、向こう3年間のカット率は「速見表」のとおり固定されることとなる。このカット率は標準を超える昇給や昇格をしたとしても変更されず、管理職に昇任した場合は管理職のカット率を適用するとしている。

■カット率の設定について、当局は 2 0 歳台から 1 0 歳刻みを念頭に設定したと説明。

平成19年1月1日に在職する職員に関する減額率 早見表（別紙1 - 2（1）関係）

【行政職給料表】

H19.12.31に おける級号給	減額期間			
	H20.8.1 ～ H20.12.31	H21.1.1 ～ H21.12.31	H22.1.1 ～ H22.12.31	H23.1.1 ～ H23.3.31
	減額率	減額率	減額率	減額率
1級 1号給以上 1級 75号給以下	4%	4%	4%	4%
1級 76号給以上 1級 79号給以下	4%	4%	4%	6%
1級 80号給以上 1級 83号給以下	4%	4%	6%	6%
1級 84号給以上 1級 87号給以下	4%	6%	6%	6%
1級 88号給以上	6%	6%	6%	6%
2級 1号給以上 2級 17号給以下	4%	4%	4%	4%
2級 18号給以上 2級 21号給以下	4%	4%	4%	6%
2級 22号給以上 2級 25号給以下	4%	4%	6%	6%
2級 26号給以上 2級 29号給以下	4%	6%	6%	6%
2級 30号給以上	6%	6%	6%	6%
3級 1号給以上 3級 3号給以下	4%	4%	6%	6%
3級 4号給以上 3級 7号給以下	4%	6%	6%	6%
3級 8号給以上 3級 58号給以下	6%	6%	6%	6%

H19.12.31に おける級号給	減額期間			
	H20.8.1 ～ H20.12.31	H21.1.1 ～ H21.12.31	H22.1.1 ～ H22.12.31	H23.1.1 ～ H23.3.31
	減額率	減額率	減額率	減額率
3級 59号給以上 3級 62号給以下	6%	6%	6%	8%
3級 63号給以上 3級 66号給以下	6%	6%	8%	8%
3級 67号給以上 3級 70号給以下	6%	8%	8%	8%
3級 71号給以上	8%	8%	8%	8%
4級 1号給以上 4級 21号給以下	6%	6%	6%	6%
4級 22号給以上 4級 25号給以下	6%	6%	6%	8%
4級 26号給以上 4級 29号給以下	6%	6%	8%	8%
4級 30号給以上 4級 33号給以下	6%	8%	8%	8%
4級 34号給以上	8%	8%	8%	8%
5級 1号給以上 5級 7号給以下	6%	6%	6%	6%
5級 8号給以上 5級 11号給以下	6%	6%	6%	8%
5級 12号給以上 5級 15号給以下	6%	6%	8%	8%
5級 16号給以上 5級 19号給以下	6%	8%	8%	8%

H19.12.31に おける級号給	減額期間			
	H20.8.1 ～ H20.12.31	H21.1.1 ～ H21.12.31	H22.1.1 ～ H22.12.31	H23.1.1 ～ H23.3.31
	減額率	減額率	減額率	減額率
5級 20号給以上 5級 53号給以下	8%	8%	8%	8%
5級 54号給以上 5級 57号給以下	8%	8%	8%	10%
5級 58号給以上 5級 61号給以下	8%	8%	10%	10%
5級 62号給以上 5級 65号給以下	8%	10%	10%	10%
5級 66号給以上	10%	10%	10%	10%
6級 1号給	6%	6%	8%	8%
6級 2号給以上 6級 5号給以下	6%	8%	8%	8%
6級 6号給以上 6級 20号給以下	8%	8%	8%	8%
6級 21号給以上 6級 24号給以下	8%	8%	8%	10%
6級 25号給以上 6級 28号給以下	8%	8%	10%	10%
6級 29号給以上 6級 32号給以下	8%	10%	10%	10%
6級 33号給以上	10%	10%	10%	10%

○他の給料表については別刷

■退職手当の 5 %カットについて

当局は、カットの期間については「当分の間の措置」とし、その終期を明らかにしていない。

■特別退職措置の見直しについて

年度末（1月～3月）に申し出によりいわゆる勸奨退職となる特別退職措置の対象年齢を狭め、5 0 ～ 5 4 歳職員は同時期に退職を申し出ても自己都合となり、加算措置も受けられないこととなる。

【現行】

対 象：5 0 歳から 5 9 歳までの職員（定年が 6 5 歳の場合は 5 5 歳から 6 4 歳）
適用条項：5 条から 5 条の 3 まで

【改正案】

対 象：5 5 歳から 5 9 歳までの職員（定年が 6 5 歳の場合は 6 0 歳から 6 4 歳）
適用条項：5 条から 5 条の 3 まで
5 4 歳（定年が 6 5 歳の場合は 5 9 歳）以下の職員が自ら退職を申し出る場合には、退職手当条例第3条（自己都合の場合の退職手当）を適用する。

■通勤手当の見直し

下表のとおり、「通勤不便者」及び「身体障がい者」の区分を廃止するとともに、4 5 km以上の支給額を国基準に合わせて引き下げるとしている。

■支給要件の見直し

使用距離を 1 km以上から 2 km以上に見直すことより、例えば最寄り駅まで 2 km以上の距離がなければ交通用具使用に係る通勤手当は支給されなくなる。

使用距離	一般	通勤不便者	身体障がい者
5 k m未満	2,000	—	2,900
5 km ～ 10km	4,100	—	6,000
10km ～ 15km	6,500	9,400	9,400
15km ～ 20km	8,900	12,800	12,800
20km ～ 25km	11,300	16,200	16,200
25km ～ 30km	13,700	19,700	19,700
30km ～ 35km	16,100	23,200	23,200
35km ～ 40km	18,500	26,700	26,700
40km ～ 45km	20,900	26,700	29,900
45km ～ 50km	23,300	26,700	33,300
50km ～ 55km	25,700	26,700	36,800
55km ～ 60km	28,100	28,100	40,200
60km ～	30,500	30,500	43,600

一般
2,000
4,100
6,500
8,900
11,300
13,700
16,100
18,500
20,900
21,800
22,700
23,600
24,500

国基準
に減額

区分を廃止

■旅費制度の見直し

項目	現行	改正案																												
旅行雑費	<table><tr><td>行程 2 km 以上</td><td>交通費 + 旅行雑費</td></tr></table> 旅行雑費として 1 日あたり定額 200 円 国は旅行雑費ではなく、距離区分に応じて日当額の 1/3 ~ 日当額の全額を支給	行程 2 km 以上	交通費 + 旅行雑費	<table><tr><td>行程 2 km 以上</td><td>交通費</td></tr></table>	行程 2 km 以上	交通費	● 旅行雑費の廃止																							
	行程 2 km 以上	交通費 + 旅行雑費																												
行程 2 km 以上	交通費																													
日当 食卓料 宿泊料の額	<table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>指定職等以外</td></tr><tr><td colspan="2">日 当</td><td>2,200</td></tr><tr><td rowspan="4">宿泊料</td><td>旅行中</td><td>甲地方</td><td>10,900</td></tr><tr><td rowspan="2">宿泊料</td><td>乙地方</td><td>9,800</td></tr><tr><td rowspan="2">赴任後</td><td>甲地方</td><td>8,700</td></tr><tr><td>宿泊料</td><td>乙地方</td><td>7,600</td></tr><tr><td colspan="2">食卓料</td><td>2,200</td></tr></table>	区 分		指定職等以外	日 当		2,200	宿泊料	旅行中	甲地方	10,900	宿泊料	乙地方	9,800	赴任後	甲地方	8,700	宿泊料	乙地方	7,600	食卓料		2,200	<table><tr><td rowspan="2">宿泊料</td><td>甲地方</td><td>8,700</td></tr><tr><td>乙地方</td><td>7,600</td></tr></table>	宿泊料	甲地方	8,700	乙地方	7,600	● 日当の廃止 ● 食卓料の廃止 ● 旅行中宿泊料から夕・朝食相当額を減額
	区 分		指定職等以外																											
	日 当		2,200																											
	宿泊料	旅行中	甲地方	10,900																										
		宿泊料	乙地方	9,800																										
			赴任後	甲地方	8,700																									
宿泊料		乙地方		7,600																										
食卓料		2,200																												
宿泊料	甲地方	8,700																												
	乙地方	7,600																												

■作業員・賃金職員等について

4 %カットを基本に各単組に別途提案する。